

対象製品			・アカデミックライセンス ・エンタープライズアカ デミックライセンス	スクールパック
	所轄官庁／法律	対象	備考	適用の可否
教育基本法第1条		小学校		○
		中学校		○
		高等学校		○
		大学		○
		短大		○
		大学院		○
		高等専門学校		○
		養護学校		○
		盲学校		○
		聾学校		○
		看護学校		○
		幼稚園		○
	教育基本法第1条に従う学 校付属の		病院・診療所	
		臨床研修医指定学校		○
教育法第82条の2		専修学校	学校法人格あり	○
			学校法人格無し	○
教育法第83条		各種学校	学校法人格あり	○
			学校法人格無し	○
文部科学省・総務省／放送 大学学園法		放送大学		○
文部科学省		研究所		○
		博物館		○
		天文台		○
		大学共同利用機関		○
文部科学省以外の中央・地 方官庁		防衛大学		○
		自衛隊工科学校		○
		水産大学校		○
		海上保安大学校		○
		短期大学校		○
		消防学校		○
		職業訓練校		○
		能力開発機構		○
		ポリテクセンター		○
		警察学校		○
		中小企業大学校		○
		職業能力開発大学校		○
		職業能力開発短期大学校		○
		国立公文書館		○
		独立行政法人海員学校		○
	国土交通省国土交通大学校		○	
コンピュータカレッジ		コンピュータカレッジ		○
地方教育行政に関する法律 第2条		教育委員会		○
		教育センター		○
		教育研究所		○
		教育庁		○
		ポリテクセンター(職業能力開発促進セ ンター)		○
		教育委員会配下の生涯学習センター		○
地方教育行政に関する法律 第30条		図書館		○
		博物館		○
		公民館		○
		児童館		○
その他		海外の日本人学校		○
		予備校		○※
		学習塾		○※
		パソコンスクール		○※
		人材派遣会社		○※
		少年院		○
		保育園		○
		乳児園		○
		視聴覚センター		○
		構造改革特別区域法の定める特例措置 により株式会社が設立した学校		○
	個人名義		教育個人	
		職員個人		×
		大学・短大・大学院生個人		×
		高校生個人		×
		中学生個人		×
		小学生個人		×
		幼稚園・保育園生個人		×

※: 学校法人・職業訓練法人の場合は適用可

**【申込書記入時の注意事項】**

購入元がアカデミック対象では無い場合でも、実際に使用する施設が上記条件に当てはまる場合、アカデミックライセンス対応となります。

そのような場合、申込書の記載時には、実際の使用者が分るような記載をお願い致します。

例) 契約者は市役所だが、実際の使用者が図書館(アカデミック対応)の場合。

「法人／組織名」欄に市役所名を記載し、「部署名」欄に図書館名を記載する事で、アカデミックライセンス対応となります。